

## 瀬戸内町船舶交通事業経営戦略

団 体 名 : 瀬戸内町

事 業 名 : 船舶交通事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分			
職 員 数	16人	年 間 輸 送 人 員 数	143千人
営 業 航 路	44.4km	在 籍 船 舶 数	2隻
運 航 路 線 数	2本	平 均 船 齢	19年
年 間 運 航 キ 口	54千km	乗 船 効 率 * 1	18.7

\*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

## (2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可	平成26年2月25日	
実 施	平成26年4月1日	町営定期船の設置及び管理に関する条例

## (3) 料金水準の検討

今後社会情勢や航路収支の状況を踏まえ、必要に応じて検討する。

## (4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29	134,666千円	H30	141,026千円	H31	137,191千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	1.0	H30	0.9	H31	1.0
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H29	85,910千円	H30	20,554千円	H31	25,679千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	0.0	H30	0.0	H31	0.0

## 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

当航路を取り巻く状況は、非常に厳しく、少子高齢化による人口減少等により航路収入だけでは経費を賄うことができず、国や県からの財政支援を受けながら航路の安定的な維持・確保に努めているところである。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

## 2. 将来の事業環境

### (1) 利用者数の予測

各島で行われる各種イベントに対応した運航を行うとともに、鹿児島県や瀬戸内町が行う観光振興策との連携による集客・利用促進を図る。

### (2) 料金収入の予測

令和3年度登録が予定される「奄美・徳之島・沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録による交流人口の増加が見込まれており、本航路の利用及び輸送量は、増加傾向で推移するものと予測します。

### (3) 船舶更新時期の見通し

・「フェリーかけろま」は、平成28年12月就航済み。  
・「せとなみ」は、令和5年度代替船建造開始予定、令和7年度就航を目指す。

## 3. 経営の基本方針

本航路は、年々過疎化及び高齢化が進行する加計呂麻島航路及び離島の中の離島である請島・与路島航路における住民の生活航路であり、両航路の住民にとっては、唯一の公共機関である。  
本航路の運航方式や運航ダイヤ、運賃改定(旅客運賃への一律運賃導入等)[利用者に対する輸送サービスの確保のための方策]とあわせて、「航路収支改善のための方策」として、観光客の誘致促進及び定住促進等、これらの方策を着実に実施することで航路運営の安定化を図り、本航路を将来にわたり安定的に維持・確保していく。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ①収支計画のうち投資についての説明

船舶や係留施設、陸上施設の保守管理を適切に行うことで、安全運航の確保に努めるものとする。  
瀬相待合所は老朽化が著しく、且つフェリー発着上より離れているため、利用者の利便性を確保する観点から、加計呂麻ターミナルビル建設検討員を立上げ、協議検討している。

##### ②収支計画のうち財源についての説明

平成29年度より瀬相～古仁屋～生間航路の運賃統一を実施、合わせて離島航路割引運賃も実施これにより、島民の利便性向上が図られるとともに、島民の利用頻度が増加し、収益の維持及び増加が期待できる。

##### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・船員費 給与の抑制と臨時船員の活用により経費の削減を図るものとする。
- ・燃料潤滑油 町内全石油店の競争入札により、納入業者を選定し購入価格の低減化を図っている。
- ・その他経費 修繕費については、競争入札を進めて市場原理に基づいた安価で適正な費用となるよう努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、  
改定等に関する事項

年1回6月に離島航路確保維持計画に対する、航路対策協議会を鹿児島県庁にて、鹿児島運輸支局・県交通政策課・住民代表者・瀬戸内町の4者にて実施検証している。